

兵庫県自動車税納税状況確認システムQ & A

Q 1 : どのようなシステムなのか？

A 1 : 自動車の「登録番号」と「車台番号下4桁」を入力することで、その自動車の自動車税（兵庫県税に限る）が納付されているか（＝車検を通せる状態にあるか）を検索できるシステムです。

Q 2 : 利用者登録はどのように行えばよいですか？

A 2 : 本システムのメールアドレス有効性確認画面でメールアドレスを登録することでアカウント作成を行います。登録したメールアドレスに新規登録用URLが送信されますので、当該メールに記載のURLから本登録していただくこととなります。ログインに必要な仮パスワードは自動付与されますので、ログイン後利用者様にてパスワードの変更をお願いします。なお、書類等の提出は不要です。

Q 3 : メールアドレスを登録したが、新規登録用URLが届かない。

A 3 : ドメイン指定受信などの設定により、返信メールが受信できない場合がありますので、「h-jnks@pref.hyogo.lg.jp」からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

Q 4 : 利用できるのは自動車関連業者に限定されますか？

A 4 : 利用者登録をいただければ、自動車関連業者に限らずどなたでもご利用いただけます。

Q 5 : 会社で複数の担当者が利用することを想定していますが、アカウントは担当者ごとに作る必要がありますか？

A 5 : 同一アカウントで複数端末から同時にログインできますので、必ずしも担当者ごとにアカウントを作成する必要はありません。また、同じメールアドレスで作成できるアカウントは1つのみのため、アカウントを作成される際はご注意ください。

Q 6 : 複数端末から同時にログインする場合、上限数はありますか？

A 6 : 上限数はありません。

Q 7 : パソコン・スマートフォン・タブレットで照会できますか？

A 7 : インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン・タブレットでご利用いただけます。パソコンでは最大10件まで同時検索が可能であり、スマートフォンは1件のみの検索となります。タブレットについては、タブレットの種類や、ブラウザの設定により、10件検索できる場合と1件のみの検索になる場合があります。

Q 8 : 利用可能な時間はいつですか？

A 8 : メンテナンス等の場合を除き、24時間365日利用可能です。

兵庫県自動車税納税状況確認システム Q & A

Q9：検索結果が更新されるタイミングはいつですか？

A9：通常1日1回夜間に行います。収納データの処理の関係上、検索結果の更新のタイミングは異なりますが、遅くとも午前3時には最新の情報に更新されています。

Q10：検索結果が“×”の場合、どちらに問い合わせをすればよいですか？

A10：車検証上の住所地を管轄する県税事務所にお問い合わせください。

納税義務者の車検証の住所、 県外の方は自動車を中心に駐車している市町（車検証の定置場）	管轄県税事務所	電話番号
神戸市	神戸県税事務所	078-647-9121
尼崎市、西宮市、芦屋市	西宮県税事務所	0798-39-6101
伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	伊丹県税事務所	072-785-7140
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	加古川県税事務所	079-421-9901
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	加東県税事務所	0795-42-9332
姫路市、市川町、福崎町、神河町	姫路県税事務所	079-281-9102
相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、 上郡町、佐用町	龍野県税事務所	0791-63-5667
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	豊岡県税事務所	0796-26-3636
丹波篠山市、丹波市	丹波県税事務所	0795-73-3744
洲本市、南あわじ市、淡路市	洲本県税事務所	0799-26-2031

Q11：納付が完了しているのに検索結果が“×”となっていますがなぜでしょうか？

A11：納付方法によっては異なりますが、概ね1週間以内に納付をされた場合、納付データが本システムに反映していない可能性がありますので、車検を間近に受ける場合は納税証明書を提示していただく必要があります。また、本税の納付が完了していても、延滞金が未納の場合等もありますので、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

Q12：車検証上の住所地が今年の4/1時点では兵庫県内だったが、現在県外に移転している場合、このシステムで検索可能か？

A12：自動車税は毎年4/1時点の所有者の方に1年間の納税義務があります。県外に移転された場合、移転前の兵庫県内の登録番号（神戸もしくは姫路ナンバー）で翌年度の法定納期限の前日まで検索が可能です。ただし、本システムは兵庫県内に登録があった期間の情報しか分かり得ないため、検索結果が“○”の場合でも、県外への移転後に何らかの原因で運輸支局等におけるJNK S（自動車税納付確認システム）と連携しない場合があります。その場合、車検を受けることができないことがあります。

兵庫県自動車税納税状況確認システムQ & A

Q13：5月にシステムで検索した結果が“○”だったが、6月に車検を通そうとしたら通らなかった。

A13：車検を通すにあたっての自動車税は法定納期限が到来しているもの全額（延滞金も含む）の納付を完了していることが必要です。よって、本年度の法定納期限以降に車検を通す場合は本年度の自動車税も納付する必要があります。また、完納であっても納付が概ね1週間以内の場合は本システムに反映していないことがあります。

Q14：他県ナンバーの自動車もこのシステムで照会できますか？

A14：本システムで照会が可能なのは、兵庫県内に登録のある普通乗用車（神戸もしくは姫路ナンバー）の登録番号のみです。他県ナンバーや今年度県外から転入した車両については、本システムでは照会できませんので、4/1時点の登録番号により、管轄の都道府県にお問い合わせください。

Q15：軽自動車や自動二輪車はこのシステムで照会できますか？

A15：軽自動車や自動二輪車は照会できませんので管轄の市町にお問い合わせください

Q16：検索結果が“－”と表示される。

A16：要因として以下のいずれかが考えられます。

- ・登録番号と車台番号下4桁のいずれか又は両方が誤っている
- ・軽自動車、自動二輪車を検索している
- ・現在は「神戸・姫路」ナンバーだが4月1日現在は他県ナンバー
- ・メンテナンス中
- ・転入車
- ・抹消車

Q17：検索結果が“★”と表示される。

A17：当該登録番号の車台番号下4桁の入力を3回連続で誤ると、当該登録番号の検索が1時間ロックされます。ロック中に検索を行っても、車台番号下4桁の正誤に関わらず“★”と表示されます。本システムの趣旨を逸脱した利用を防止するための措置ですので、ご理解願います。

なお、ロック中の自動車は他のアカウントからも検索ができなくなりますので、ご注意ください。

Q18：ログインパスワードを忘れてしまった。

A18：ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちらへ」のリンクから、登録したメールアドレスへパスワード再登録用のメールを送ることができます。

Q19：ログインIDを忘れてしまった。

兵庫県自動車税納税状況確認システムQ & A

A19: ログインIDは利用者登録時に登録したメールアドレスになります。ログインIDは再発行できませんので、前回利用者登録されたものとは別のメールアドレスで利用者登録を行ってください。